別表六(十一)の記載要領第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条」に、「第42条の12の４第３項（」を「（以下この号において「令和７年旧措置法」という。）第42条の12の４第２項若しくは第３項（」に、「第42条の12の４第３項の」を「第42条の12の４第３項又は令和７年旧措置法第42条の12の４第３項の」に改め、同号四号中「「翌期繰越額 (24)－(25) (26)」」を「「翌期繰越額 (27)－(28) (29)」」に改め、同号を同号七号とし、同号三号中「「同上のうち特定中小企業者等に係る額 (11)」」を「「同上のうち特定中小企業者等に係る額 (14)」」に改め、「法人が」の次に「指定事業の用（」を、「指定事業の用」の次に「をいう。次号において同じ。）」を加え、「同項に規定する特定経営力向上設備等」を「同法第42条の12の４第２項第１号に掲げる減価償却資産」に改め、同号を同号五号とし、同号の次に次の１号を加える。

6　「税額控除限度額 (12)×100/100＋((13)－(14))×7/100＋(14)×10/100 (15)」の分子の空欄には、その指定事業の用に供した特定経営力向上設備等が租税特別措置法第42条の12の４第１項第２号ロに規定する特定建物等に該当する場合には「２」と記載し、その他の場合には「１」と記載すること。

別表六(十一)の記載要領第11号中「「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 (8)」」を「「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 (9)」」に改め、同号を同号11号とし、同号の次に次の１号を加える。

4　「差引改定取得価額 (8)－(9) (10)」の欄は、特定機械装置等（租税特別措置法第42条の12の４第１項第２号に規定する特定機械装置等をいう。以下この号において同じ。）につき同条第２項の規定の適用を受ける場合において、一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額が60億円を超えるときは、「差引改定取得価額 60億円×(8)－(9)／一の生産等設備を構成する特定機械装置等の取得価額の合計額 (10)」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表六(十一)の記載要領第１号の次に次の１号を加える。

2　「措法第42条の12の４第２項各号の該当号（経営力向上設備等の該当区分） (1)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　令和７年４月１日以後に取得又は製作若しくは建設をする特定経営力向上設備等（租税特別措置法第42条の12の４第１項に規定する特定経営力向上設備等をいう。以下この号及び第６号において同じ。）にあつては、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第２項各号（経営力向上設備等の要件等）に掲げる設備等又は同条第３項に規定する設備等のいずれに該当するかに応じその該当号又は該当項を記載すること。

(2)　令和７年４月１日前に取得又は製作若しくは建設をした特定経営力向上設備等にあつては、「第１号・第２号」を消し、括弧の中には、当該特定経営力向上設備等が中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和７年経済産業省令第28号）による改正前の中小企業等経営強化法施行規則第16条第２項各号（経営力向上設備等の要件）に掲げる設備等のいずれに該当するかに応じその該当号を記載すること。

別表六(十四)の表を次のように改める。